

○ 平省令第330号  
平成二年十月六日告示第318号  
件等を次年十八月とおり告示する。第5条第1項の規定に依る。  
國債の發行等に關する省令第11項の規定に依る。

四 発行方法  
三 用振替の法律及法項及びその適用  
二 法律の名称及び根柢記載  
一 条款の規定

で競争とて価のし定めあ争う札価振の以律社条九特十利  
あ争争す得格決、めつ入入。へ格替適下へ平債第年別四付  
つ入入るらを定価らて札札に以を機用「振替法」による競争は受けけるも  
て札札もれ募を格れられ、「と発行の価額に争た格競争を行ふに付けるも  
、と発のる入受競た格競争に行ふに付けるも  
財同行に価額に争利率に付けるも  
務時によ格にた入率に付けるも  
大にとるをよ各札を入わう(以下「札」)に付けるも  
臣行い發そり申にそ札れ、「札」に付けるも  
がわう行の加込おのに付けるも  
各れ、「發重みいのに付けるも  
国る、下行平のて利お入価値とれる。その規  
債入価均應募率い札格競争とれる。その規  
市札格非格し募入とてで競争とい入の規定

## 五

イ

方募

入価法入  
札格決  
定の

ハロ

## 六

ロイ  
發

入価・別債行争非者特国札非  
競札格行札格第参市及入価・別債發競  
争發競發競II加場び札格第参市行争  
入行争額行争非者特国發競I加場入

額額  
面面  
金金  
額額  
でで  
九九  
億兆  
千千  
七七  
百百  
万万  
円円

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応ち  
割内參額募応  
りに加を額募  
當お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のよ割高  
申応りりい

争市る参てしひ価ーを場  
入場も加、た価格國定特  
札特の者財後格競債め別  
発別にご務に競争市る參  
行參よと大行競入札特の者  
「加るに臣わされ札發別にご  
と者發応がれ札發別にご  
い・行募各の行參よと  
う第へ限國募の行參よと  
。II以度債入札の行參よと  
非下額市札の行募  
価ーを場で決う第へ限  
格國定特あ定。I以度  
競債め別つを及非下額

九八

七

二

ハロイ

二

ハ

振額最

払

替 額 面 金	低 入 札 格 第 參 市	行 争 別 債 競 競 發 競 II 加 場	非 者 債 市 行 競 發 競 I 加 場	特 國 札 格 第 參 市	行 争 別 債 競 競 發 競 I 加 場	入 札 格 金	入 債 競 競 發 競 II 加 場	非 者 債 市 行 競 發 競 I 加 場	特 國 札 格 第 參 市	行 争 別 債 競 競 發 競 I 加 場	入 札 格 金	入 債 競 競 發 競 II 加 場
------------------	---------------------------------	--	---	---------------------------------	---	------------------	--	---	---------------------------------	---	------------------	--

振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	円 三 千 六 百 十 七 億 六 千 百 九 十 九 万	二 千 三 百 九 億 千 四 百 七 万 円	十 億 千 二 百 九 億 千 四 百 七 万 円	円 兆 二 千 五 百 八 十 五 億 八 百 二 千 三 百 三 万	額 面 金 額 で 三 千 五 百 六 十 一 億 円
--	-------------	---	--	---	--	--

十四

初  
期  
利  
子

は期た期平  
、が金と成  
そ銀額し二  
の行を、十  
翌休支次九  
當業払の年  
業う算三  
日。式月  
にたに二  
支当だよ十  
払たしり日  
うる、算を  
へと支出支  
以き払し払

額面金額の総額×  
100×  
365

十  
三  
二

の経利入価・別債行争非者特国札非入価發  
払過札格第参市及入価・別債發競札格行行  
込利發競Ⅱ加場び札格第参市行争發競価  
み子率行争非者特国發競I加場、入行争格日

十  
口イ一  
十  
発

る定り払募年  
。す算込入○  
る出金決・  
期し額定一  
日たにのパ  
に金加通ト  
払額え知セ  
いを、をン  
込第次受ト  
む二のけ  
も十算た  
の号式者  
とにには  
す規よ、

九額七額平す額の  
錢面錢面成るの記  
金以金二。整載  
額上額十八數又  
百の百八倍は  
円そ円年の記  
にれに十月金録  
つぞつ六額は  
きれき六に、  
百の百日よ最  
一応一る低  
円募円も額  
五価五の面  
十格十と金

二 十 十 十 十  
九 八 七 六 五

払者入払元償償 後第  
込札場利還還 の二  
期參所金金期 利期  
日加支額限 予以

平 財 日額平利てを毎 規下  
成 務 本面成子、支年 定、  
二 大 銀金三をそ払三 す次  
十 臣 行額十支の期月 号  
八 か 百八払日と二 期及  
年 ら 円年う以し十 日び  
十 通 に九。前、日 に第  
月 知 つ月六各及 つ十  
六 を き二月支び い六  
日 受 百十間払九 号  
け た 円日 に期月 同に  
た 者 属に二 じお  
す お 十 )い  
る い 日 。で

額面金額 ×  $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$